

株式会社NexTone
使用料規程 新旧対照表

(新)	(旧)	備考
<p>表紙</p> <p>2024年10月31日届出</p> <p>株式会社 NexTone</p>	<p>表紙</p> <p>2023年1月30日届出</p> <p>株式会社 NexTone</p>	<p>届出日変更</p>
<p><u>第23条(ホール型ライブハウスにおける演奏等に関する利用許諾)</u> <u>主として客に音楽を聞かせることを目的とした施設のうち、ライブ観覧スペースにいる客に対して食事の提供をしないライブハウス等(以下、ホール型ライブハウスといいます)において、当該営業とともに著作物を演奏等する場合の使用料は、本規程第16条、第17条、第18条および第20条の規定にかかわらず(第18条第1項(9)および(10)に該当するものは除く。)、次により算出した金額に、消費税相当額を加算した額とします。</u></p> <p><u>1. 使用料の種類</u> <u>ホール型ライブハウスにおける演奏等の使用料の種類は、次のとおりとします。</u></p> <p><u>(1)包括的利用許諾契約を結ぶ場合</u> <u>① 年間をとおして毎月音楽を利用する場合の月額使用料</u> <u>(年間利用月額)</u> <u>② 1年に満たない一定期間音楽を利用する場合の月額使用料</u> <u>(期間利用月額)</u></p> <p><u>(2)(1)によらない場合</u> <u>1曲1回の使用料</u></p> <p><u>2. 使用料の適用区分</u> <u>ホール型ライブハウスにおける演奏等の使用料は、原則として1演奏場所または1上映場所を単位とし、別表1、別表2のとおりとします。</u></p>		<p>追加 使用料を新設</p>

<p>【ホール型ライブハウスにおける演奏等の備考】</p> <p>(1)演奏 演奏とは、生演奏またはレコード演奏をいいます。</p> <p>(2)生演奏 生演奏とは、ピアノ、ギターなどの楽器を用いて行う演奏または歌手などの歌唱をいいます。ただし、カラオケ伴奏による歌唱を除きます。</p> <p>(3)レコード演奏 レコード演奏とは、適法に録音された録音物を用いて行う演奏をいいます。ただし、第22条(BGMIに関する利用許諾)の適用を受ける演奏を除きます。</p> <p>(4)カラオケ伴奏による歌唱 カラオケ伴奏による歌唱とは、カラオケ設備により行う客の歌唱をいいます。</p> <p>(5)ビデオグラムの上映</p> <p>①ビデオグラムとは、第6条(ビデオグラムに関する利用許諾)の規定により著作物を録音したものをいい、ビデオグラムの上映は、歌唱の伴奏として行われるビデオグラムの上映を除きます。</p> <p>②ビデオグラムの上映が行われる場合の使用料は、該当する別表に定める演奏(演奏時間区分がある場合は、当該演奏時間区分による)の月額使用料の60%の額または映像表示装置(モニター)1台あたり月額2,000円に著作物利用率を乗じて得た額のいずれか少ない額とします。</p> <p>③ビデオグラムの上映が行われる場合の1曲1回の使用料は、別表2に定める演奏の使用料の60%の額とします。</p> <p>(6)座席数、面積</p> <p>①座席数とは、ホール型ライブハウスに設備されている客席の総数をいいます。</p> <p>②面積とは、演奏・歌唱等させるために設けられた場所(客などが利用するための通路を含む。)の面積を合算したものをいいます。</p> <p>③座席数の算定方法は、次のとおりとします。</p> <p>(ア)椅子席等の場合 1人用の椅子または座席については、その数を、2人掛け以上の長椅子式の椅子席にあっては、当該椅子席の正面巾を0.5m除して得た数を座席数とみなします。</p> <p>(イ)その他の場合 椅子または座席以外の客席については、当該部分の面積を1.5㎡で除して得た数を座席数とみなします。</p>		
---	--	--

<p>(7)標準単位料金 標準単位料金とは、客1人あたりにつき通常支払うことを必要とされる税引き後の料金相当額(いずれの名義をもってするかを問わない)をいいます。</p> <p>(8)1曲1回あたりの使用料 ① 1曲1回あたりの使用料とは、著作物の全部または一部を1回利用することの使用料をいいます。 ② 1曲1回の利用時間が5分を超える場合の使用料は、5分を超えることに、利用時間が5分までの場合の金額に、その同額を加算した額とします。</p> <p>(9)使用料の計算の特例 ① 月間演奏時間が10時間までの場合の使用料は、該当する別表に定める月間30時間までの演奏の使用料の50%の額とします。 ② 演奏が行なわれる場合で、年間の包括的利用許諾契約を結ぶ場合の使用料の額が別表に定める月額使用料により難しい場合は、各別表に定める1曲1回の使用料を積算する方式により著作物の利用頻度を参酌し、月額使用料または年額使用料を定めることができます。 上記により算出した年間の使用料が12,000円を下回る場合は年額12,000円に著作物利用率を乗じて得た額とします。 ③ 同一場所において、演奏およびビデオグラム上映が行われる場合は、各利用方法ごとに算出した使用料を合算した額とします。 ④ ホール型ライブハウスにおける演奏等のうち、利用の態様に鑑み本規定により難しい場合の使用料は、利用者と協議のうえ、本規定の額の範囲内で決定します。</p> <p>(10)著作物利用率 ① 著作物利用率とは、使用される著作物の総数に対するNexToneの管理する著作物の数との比率をいいます。 ② 利用者から、当該演奏における全使用著作物数およびNexToneが管理する著作物の報告がされないまたは提出内容が不十分等、全体におけるNexToneが管理する著作物の比率が明確に算出できない場合は、当該比率についてはNexToneが合理的に定める率とします。</p>		
--	--	--

株式会社NexTone
使用料規程 新旧対照表

(別表)

1 包括的利用許諾契約を結ぶ場合の使用料は、下表の額に著作物利用比率を乗じて得た額とします。

別表1

座席数	演奏の方法 標準単位料金	月間30時間までの演奏		月間30時間を超え 60時間までの演奏		月間60時間を超える演奏	
		年間利用月額	期間利用月額	年間利用月額	期間利用月額	年間利用月額	期間利用月額
20席まで	1,000円まで	8,000円	10,000円	12,000円	15,000円	20,000円	25,000円
	2,000円まで	10,000円	12,500円	15,000円	18,750円	24,000円	30,000円
	3,000円まで	12,000円	15,000円	17,000円	21,250円	28,000円	35,000円
30席まで	1,000円まで	12,000円	15,000円	17,000円	21,250円	27,000円	33,750円
	2,000円まで	14,000円	17,500円	21,000円	26,250円	33,000円	41,250円
	3,000円まで	16,000円	20,000円	24,000円	30,000円	38,000円	47,500円
40席まで	1,000円まで	15,000円	18,750円	22,000円	27,500円	36,000円	45,000円
	2,000円まで	18,000円	22,500円	27,000円	33,750円	44,000円	55,000円
	3,000円まで	21,000円	26,250円	31,000円	38,750円	51,000円	63,750円
60席まで	1,000円まで	18,000円	22,500円	27,000円	33,750円	45,000円	56,250円
	2,000円まで	22,000円	27,500円	33,000円	41,250円	54,000円	67,500円
	3,000円まで	26,000円	32,500円	38,000円	47,500円	63,000円	78,750円
80席まで	1,000円まで	22,000円	27,500円	33,000円	41,250円	54,000円	67,500円
	2,000円まで	27,000円	33,750円	40,000円	50,000円	65,000円	81,250円
	3,000円まで	32,000円	40,000円	47,000円	58,750円	76,000円	95,000円
120席まで	1,000円まで	30,000円	37,500円	44,000円	55,000円	72,000円	90,000円
	2,000円まで	36,000円	45,000円	53,000円	66,250円	87,000円	108,750円
	3,000円まで	42,000円	52,500円	62,000円	77,500円	101,000円	126,250円
160席まで	1,000円まで	36,000円	45,000円	54,000円	67,500円	90,000円	112,500円
	2,000円まで	44,000円	55,000円	65,000円	81,250円	108,000円	135,000円
	3,000円まで	51,000円	63,750円	76,000円	95,000円	126,000円	157,500円
200席まで	1,000円まで	44,000円	55,000円	65,000円	81,250円	108,000円	135,000円
	2,000円まで	52,000円	65,000円	78,000円	97,500円	130,000円	162,500円
	3,000円まで	61,000円	76,250円	91,000円	113,750円	152,000円	190,000円
300席まで	1,000円まで	58,000円	72,500円	87,000円	108,750円	144,000円	180,000円
	2,000円まで	70,000円	87,500円	105,000円	131,250円	173,000円	216,250円
	3,000円まで	82,000円	102,500円	122,000円	152,500円	202,000円	252,500円
400席まで	1,000円まで	72,000円	90,000円	108,000円	135,000円	180,000円	225,000円
	2,000円まで	87,000円	108,750円	130,000円	162,500円	216,000円	270,000円
	3,000円まで	102,000円	127,500円	152,000円	190,000円	252,000円	315,000円
500席まで	1,000円まで	87,000円	108,750円	130,000円	162,500円	216,000円	270,000円
	2,000円まで	104,000円	130,000円	156,000円	195,000円	260,000円	325,000円
	3,000円まで	122,000円	152,500円	182,000円	227,500円	303,000円	378,750円
500席を超える場合	1,000円まで	116,000円	145,000円	173,000円	216,250円	288,000円	360,000円
	2,000円まで	139,000円	173,750円	208,000円	260,000円	346,000円	432,500円
	3,000円まで	162,000円	202,500円	243,000円	303,750円	404,000円	505,000円

標準単位料金が3,000円を超える場合の使用料は、1,000円までを増すごとに、「3,000円まで」の場合の使用料に、「1,000円まで」の場合の使用料の20%の額を加算した額とします。

株式会社NexTone
使用料規程 新旧対照表

2 1(包括的利用許諾契約を結ぶ場合)によらない場合
別表2(1曲1回5分までの演奏の使用料)

標準単位料金 座席数	1,000円まで	2,000円まで	3,000円まで	3,000円を超える場合 1,000円までを増すごと に加算する額
20席まで	50円	70円	80円	10円
30席まで	80円	90円	100円	20円
40席まで	100円	120円	140円	20円
60席まで	120円	140円	170円	30円
80席まで	140円	170円	200円	30円
120席まで	190円	230円	270円	40円
160席まで	230円	280円	320円	50円
200席まで	280円	330円	390円	60円
300席まで	370円	440円	520円	80円
400席まで	450円	550円	640円	90円
500席まで	550円	650円	770円	110円
500席を超える場合	730円	870円	1,020円	150円

第 24 条 (使用料規程が適用できない場合)
本規程の第 1 条ないし第 23 条の規定を適用することができない利用方法により著作物を利用する場合は、著作物の利用の目的およびその他の事情に応じて利用者と協議のうえ、その使用料の額または率を定めることができるものとします。

附則 本規程は、文化庁長官が届出を受理した日から起算して30日を経た日以降(2024年12月1日)から実施します。
以上

第 23 条 (使用料規程が適用できない場合)
本規程の第 1 条ないし第 22 条の規定を適用することができない利用方法により著作物を利用する場合は、著作物の利用の目的およびその他の事情に応じて利用者と協議のうえ、その使用料の額または率を定めることができるものとします。

附則 本規程は、文化庁長官が届出を受理した日から起算して30日を経た日以降(2023年3月1日)から実施します。
以上

条番号変更

実施日を変更